Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年 7月12日 四 国 地 方 整 備 局

# 「四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について」 ~平成30年度活動結果及び令和元年度活動方針~

四国地方整備局では、建設業者の法令違反への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年4月に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、建設業者の法令違反への対応を強化しています。

今般、平成30年度の活動結果をとりまとめるとともに、令和元年度の活動方針を策定し、引き続き、立入検査等を通じて建設業における法令遵守の更なる徹底を図って参ります。

### 1. 平成30年度活動結果 【詳細 別紙1】

# (1) 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	平成30年度	平成29年度
立入検査等の実施	5 5 社	5 5 社

#### (2) 監督処分・勧告の実施概要

	平成30年度	平成29年度
監督処分	1 件	1件
勧 告	14件	19件

### (3) 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

	平成30年度	平成29年度
通報·相談	18件	2 6 件

# (4) 建設業者に対する講習会等の実施状況

	平成30年度	平成29年度
講習会等の実施	22回	22回

# 2. 令和元年度活動方針 【詳細 別紙2】

推進本部の設置以降、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところですが、依然として、書面の不作成等の不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に向けて各種取組を推進します。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 課長 相澤 洋 建設専門官 四宮 幸-(087)811-8314 (内線 6121・6144)

# 平成30年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動結果

# 1. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	平成30年度	平成29年度
大臣許可業者への立入検査	45社	45社
知事許可業者への立入検査	10社	10社
	55社	55社

#### 【立入検査実施の内訳】※( )は29年度

・下請取引等実態調査結果を端緒としたもの 19社(17社)

・過去に指示・勧告等を受けた業者へのフォローアップによるもの 8

8社 ( 7社) 11社 ( 4社)

・新規に大臣許可業者になったもの ・社会保険加入対策として行ったもの

7社(17社)

2. 監督処分・勧告の実施概要 (大臣許可業者)

	平成30年度 主な処分事由		平成29年度	
許可	取消	0件		0件
営業	営業停止 0件			0件
指	示	1件	労働安全衛生法違反 1件	1件
勧	告	14件	契約書面不作成(変更契約含む)10件	19件
		(12社)	法定支払期間超過 3件	(12社)
			施工体制台帳等不作成 1件	
			※1社に対して複数の項目を勧告している場合が	
			あるため、勧告件数と勧告対象社数は一致しない。	

#### 【勧告事由の主な傾向】

例年、契約書面不作成(変更契約含む)、請負契約契約書に記載すべき項目の不備など、不適 切な契約手続に起因するものが多数を占めている。

#### 3. 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

	平成30年度	平成29年度
駆け込みホットライン等に寄せられた通報、相談等	18件	26件
うち、法令違反疑義情報	2件	4件

#### ※通報、相談等の主な内訳

・請負代金の不払いに関するもの 8件

・社会保険加入に関するもの 4件

法令解釈に関するもの

3件

・法令違反の疑義に関するもの 2件

・施工不良に関するもの

1件

※法令違反疑義情報については、四国地整以外の許可権者に係るものであるため、所管許可行政庁 に情報提供を行った。

# 4. 建設業者に対する講習会等の実施状況 ※( ) は各県と連携して開催したもの

	平成30年度		平成2	29年度
講習会等の開催回数	22回	(16回)	22回	(16回)
講習会等への参加者数	約2600名	(約2200名)	約2500名	(約2190名)

<sup>※</sup> 県知事許可業者には比較的小規模な建設業者が多いことから、幅広く法令遵守の理解を深め、 下請取引の適正化を推進するため、各県との連携を中心に実施。

# 令和元年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

平成19年度に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部を設置し、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として、書面の不作成等の不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に向けた活動が必要となっている。

ついては、以下のとおり、令和元年度の活動方針を定め、各種取組を実施していくものである。

# 1. 法令違反情報等の収集

地方整備局に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(以下「各種相談窓口」という。)は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、例えば、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する等により、周知に努める。

# 2. 立入検査の実施等

#### 【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

#### 【検査対象】

立入検査は、新規及び許可換えにより建設業許可を取得した建設企業や、過去に監督処分 又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口に多く通報が寄せられる建設企業、下請取引 等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業、不正行為等を繰り返し行ってい るおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

なお、不正行為等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行う。

### 【その他】

- 不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を検査対象とする場合で、その 端緒が下請企業からの通報であるときは、当該検査対象企業に対し、この度の建設業法改 正により、「その通報を理由として当該下請企業との間で取引を停止する等、不利益な取扱 いをしてはならないものである」とされることについて周知する。
- 立入検査等の結果を分析し、重大な不正行為や多数見受けられる不正行為等については、 関係者への注意喚起及び当事者への再発防止の観点から、機動的にホームページで公表す る等の方策について試行する。
- ・ 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度(建設分野での受入れに限る)については 建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必 要な対応をとるよう努める。

なお、立入検査の実施に当たっては、以下の各事項の内容についても周知を行い、不適切な 取扱い等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行う。

#### (1)消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

消費税率は2019 (令和元) 年10月より10%に引き上げられる予定であることから、下請取引において、適正な税率が用いられているかについて確認するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう周知徹底する。

### (2) 下請代金の支払手段に関する周知

2016(平成28)年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段に係る通達内容を見直したことを受け、2017(平成29)年3月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したことについて、引き続き周知徹底する。

特に、この度の建設業法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と明記されたことについて周知する。

#### 3. 関係法令等の周知

2007 (平成19) 年に建設業法令遵守推進本部を創設されて以降、10年以上にわたって主に元請となる国土交通大臣許可業者を対象に、立入検査等の場を通じて建設業法をはじめとする関係法令等の周知及びその遵守の徹底を促してきたところであるが、国土交通大臣許可業者以外の建設企業等にも引き続き関係法令等の周知に取り組むこととする。

#### 4. 「建設業取引適正化推進月間」の取組

11月の「建設業取引適正化推進月間」において、各県と連携して講習会等の開催を行い、下請取引の適正化に関する普及・啓発、社会保険加入対策等の各種取組の周知を行うとともに、その広報を積極的に行う。

#### 5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適 正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという指摘がある ことを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターを広く周知する。

#### 6. 関係機関との連携

建設業法令遵守の徹底を図り、建設業における適正取引を推進するため、四国4県及び関係 機関との連携を強化する。

特に4.の「建設業取引適正化推進月間」においては、四国4県と連携した以下の取組を実施する。 ・法令遵守講習会の実施

・建設業取引適正化推進月間における各県との合同立入検査(大臣許可業者及び知事許可業者)

なお、講習会の実施にあたっては、関係法令等に加え、2.(1)、(2)及びこの度の建設業 法改正により「著しく短い工期の禁止」が明記された、適正な工期設定に関する周知を加える 等、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。